



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2887 号 2016.2.25 発行

### ”夢”までの険しい道のり 「親」を頼れぬ若者たち



カンテレワンダー 2016年2月22日  
先月、成人式の会場に、ひとりの大学生の姿がありました。  
彼には、この日をともに喜んでくれるはずの「親」がいません。  
幼い頃から、児童養護施設で育ってきたことが今、大きなハンディキャップとなっています。  
大学2年の今野亘さん（20）。

【今野亘さん】「こうやって...、応急処置失敗や

(笑)」

保育士を目指し、勉強に励んでいます。将来のために選択した大学への「進学」。

【今野さん】「大学に行くことで、出た後の給料も違いますし、取れる資格も全然違ってくるんで。将来の選択肢も増えるし」



しかし、彼には、ようやく手にした大学生活を楽しむ余裕はありません。授業が終わると始まる、アルバイトの時間。二つを掛けもちし、週6日、働き続けています。学費や生活費を、自分で工面しなければならないのです。

兵庫県尼崎市で、母親と2



人で暮らしていた今野さん。小学2年の時に、児童養護施設に預けられました。

突然始まった、施設での生活。理由を語ることなく、母親は一昨年、病気で亡くなりました。

【今野さん】「何でちゃんと育ててないんやろう」とか。親のこと自体を嫌いになったっていうか...

関わりたくないなっていう感じですね」幼い心に刻まれた、深い傷。それを癒してくれたのは、ともに施設で過ごした子どもたちでした。



【今野さん】「ちっちゃい子とかと遊んだりしてて、子どもと関わるのが楽しかったり、自分の中で...癒しというか、その時間が楽しいってなってたんで、将来はそういう、子どもと関わる仕事に就きたいなと」

施設の中で芽生えた、「保育士になる」という夢。

【施設の職員】「おめでとう～！」

今野さんが育った施設では現在、3歳から19歳までの45人が暮らしています。虐待や経済的な理由などから親と暮らせず、児童養護施設で生活する子どもたちは全国に約3万人。彼らがここにいられるのは原則18歳になるまでで、その多くが、高校を卒業すると同時に、たったひとりで自立を迫られます。



【職員】「生活はどう？」

【今野さん】「ぎりぎりのあたりをちらほら」

【職員】「(バイト代は)月どれぐらい？」

【今野さん】「11～12万」

国は、子どもたちに自立の支度金を給付していますが、その金額は最大で27万円あまり。進学を望めば、ひとり暮らしの準備だけではなく、入学金や授業料も必要になるため、とても足りません。

「奨学金」を受けることもできますが、ほとんどに返済義務があります。

また、心配なのはお金の面だけではなくありません。彼らには、つまづいた時に「戻れる場所」もないのです。

金銭的にも精神的にも厳しい現実を前に、ようやく芽生えた夢をあきらめる子どもは、少なくありません。

【専門学校への進学をあきらめた女子高校生】「バイト代がひとり暮らしをするお金でぎりぎりだったので、入学金とかも払えないんで、金銭的に無理かなってあきらめました。夢を自分で叶えることができないのは、ちょっと辛いなと思いました」

【大学への進学をあきらめた男子高校生】「入った後、どうなるかわからない。何て言うんですか、できる気がしないって言うんですか。たまに思います。みんなが勉強頑張ってる、ああ、俺も頑張りたいな」みたいな。「俺も大学行きたいな」とか、そういうのはやっぱり、ずっと思うと思います」



こうした中、彼らの大学や専門学校などへの進学率は約2割にとどまっていて、全体と比べると大きな格差が生まれています。さらに、何とか進学できたとしても、約3割が中退を余儀なくされているのです。

【児童養護施設「子供の家」・東谷聡美 施設長】「子どもたちが原因で施設で生活しているわけではないですけど、やっぱり施設で生活していることが、

「マイナスのスタート」というか。あきらめさせるためじゃないですけど、現実を教えるのに、先輩の、退所して社会人になっている子の話を聞かせたりとか、本人とも相談してどうするか選んでいます」

それでも、進学を選択した今野さん。サークル活動に友達との旅行...、「大学生らしい生活」はあきらめ、アルバイトに明け暮れています。帰宅するのは、いつも午後10時過ぎ。くじけそうになっても、ひとりで頑張るしかありません。生活を切り詰めています。入学前に180万円近くあった蓄えも、すでに20万円ほどに減っています。

【今野さん】「息抜きの時間が少ないっていうのはしんどいですね。バイトをするわけでもなく、家で家事だの勉強だのをするわけでもなく、ほんまに何も考えずに遊んだり...とか、そういう時間はあんまりないですね」

こうした若者を救いたい...。思いが少しずつ、広がっています。去年、児童養護施設を巣



立ち、専門学校に進学した丸川祐樹さん（仮名・19）は今、ある支援を受けています。

【丸川さん】「あの番組見た？」「超おもしろかったよね！って言ってくれるような人気番組を作りたいです」

大勢の人たちの前で、テレビ制作への思いを語る丸川さん。

東京のNPO法人「ブリッジフォースマイル」は5年前から、児童養護施設で育ち、進学を目指す若者などを対象に、返済義務のない奨学金を提供しています。スピーチコンテストで夢を語ることが受給の条件となっていて、本番までを社会人のボランティアがサポートします。コンテストのチケットは1枚5000円。これが奨学金の原資の一部となり、出場した若者は全員、一時金30万円と、卒業まで毎月3万円を受け取ることができます。

【丸川さん】「週5とか週6で一日5時間とか、休日は9時間ぐらい働かないとだめだったんですけど、この奨学金をもらってからは、少ない時は週3とかで、平日も4時間とか、休日6時間ぐらいで。他のことにあてる時間ができたかなって」

さらに、この支援は、奨学金の支給だけでは終わりません。コンテストに向けて支えてくれた大人が、定期的に彼らの近況を聞き、見守り続けるのです。

【丸川さん】「無事、全部赤点なくて」

【サポーター】「おおー！素晴らしい」

【丸川さん】「満点なんじゃない？ぐらい。凄くない？」

【サポーター】「おお、頑張ったねえ」

【サポーター】「こうやって、サポートを求めればサポートしてくれる人って凄くたくさんいるので、辛くなった時にはそれを思い出して欲しいなあと思

います」

しかし、この団体が新たに救済できるのは、毎年30人まで。資金の面で、これが限界だと話します。多くの子どもたちが、こうした支援に出会えないまま、日々を過ごしています。

晴れて、成人の仲間入りを果たした今野さん。

【今野亘さん(20)】「困っている子がおったら、そういうのを助けていけるようになっていきたいです。やっぱり、ずっと、自分がそうやって助けられてきたので、そういうのは返していくとか。そういう人間にはなりたいたいと思いますね」

辛い子ども時代を過ごしてきた彼らが、みんなと同じスタートラインに立てるように。私たちに、何ができるでしょうか。

## 200自治体でカード交付停滞＝管理システム本体にトラブルかーマイナンバー

時事通信 2016年2月22日

社会保障と税の共通番号（マイナンバー）制度で個人番号カードの作製を担う地方公共団体情報システム機構は22日、カード情報の管理システムに障害が生じ、少なくとも約200自治体の交付業務が遅れたと発表した。市区町村から送られた情報を処理するシステムの本体で不具合が起きた可能性がある。応急対応を講じ、同日午後4時半ごろに復旧した。

管理システムは1月に運用を開始。今回を含めて7回の不具合が生じており、機構は原



因究明を進めている。過去6回のトラブルはいずれも、カード申請者の暗号化された情報を変換するために設置している中継サーバーで起きた。

機構によると、今回の不具合は22日午後1時ごろから3時間半続いた。カードの交付作業が遅れた200自治体には札幌、千葉、横浜、名古屋、熊本の5政令市が含まれる。

管理システムはインターネットと分離しているため、個人情報漏れの恐れはないという。

#### マイナンバーカード紛失418件 鹿児島県「気付いたらすぐ連絡」

南日本新聞 2016年2月23日 鹿児島

国民一人一人に12桁の個人番号を割り当てるマイナンバー制度で、個人番号を知らせる「番号通知カード」と、顔写真付きの「個人番号カード（本カード）」の遺失届が鹿児島県内で418件に上ることが22日、県警のまとめで分かった。番号を悪用された報告はない。県は紛失した場合、なりすましなどを防ぐため、24時間対応のコールセンターへの連絡を呼び掛けている。県警会計課によると19日現在、通知カード417件、番号カード1件の遺失届があった。遺失は自宅や役所、郵便局周辺が多いという。マイナンバーは企業が提出を求めており、通勤・帰宅途中という人もいた。県情報政策課の赤間広嗣課長は「悪用の恐れがある場合は番号の変更もできる。紛失に気付いたらコールセンターに至急連絡してほしい」と話した。コールセンター＝0570(783)578。

#### 酒・たばこ販売に個人番号カード 年齢確認に活用 共同通信 2016年2月22日

総務省は、2017年1月からマイナンバー制度の個人番号カードに年齢確認機能を追加する。番号カードの民間利用促進策の一環。たばこや酒など、年齢制限のある商品を販売する際の確認に使えるようになる。ただ企業側は、番号カードに対応した読み取り機（リーダー）の整備が必要なため、どの程度利用が広がるかは不透明だ。

年齢確認システムは、カードを発行する地方公共団体情報システム機構（東京）が開発する。リーダーに番号カードをかざすと、機構のシステムにつながり、生年月日の情報から販売側が設定した年齢区分に該当するかどうかを確認する。

総務省は、たばこや酒を自動販売機や店頭で買う場合のほか、年齢制限のある映画や夜間ライブのチケットをオンラインで購入するケースなどで、利用が見込めるとしている。

また将来、クレジットカード機能が番号カードに組み込まれれば、年齢確認と決済が1枚でできるようになり、利便性が大幅に向上するという。

#### ドイツで新たな要介護認定基準、日常動作や認知能力など応じて要介護度は5区分に設定

メディウオッチ 2016年2月22日

ドイツで新しい要介護認定が始まります。これまでは、「日常生活の基本動作」と「家事」の2分野について必要な支援時間を基準に3つの区分で「要介護」状態が判定されていましたが、2017年から、よりきめ細かい基準を設け5区分の要介護度で判定されることになります。

#### 身体機能低下・認知機能低下・精神障害を統一基準で判定

ドイツでは従来、「日常生活の基本動作」（身体ケア、食事、歩行など）と「家事」（買い物、料理、掃除、洗濯など）の2分野について必要な支援時間を基準に3つの区分で「要介護」状態を判定してきました。

しかし、これでは認知機能の低下や精神障害のために必要な介護や監督が考慮されないため、包括的に要介護状態を定義するための検討が進められ、今般、次の6つの項目に基づいて状態を把握することになりました（2017年1月1日から施行）。国立国会図書館では「身体機能が低下した人」「認知機能が低下した人」「精神障害を有する人」が、同一の



基準で等しく要介護認定を受けられることになると評価しています。

- (1) 運動能力
- (2) 認知能力およびコミュニケーション能力
- (3) 行動および心理症状
- (4) 日常動作
- (5) 病院または治療への対処
- (6) 日常生活および社会生活

表 要介護認定の基準の内容及び傾斜率

基準	内容	評価比重
①運動能力	寝返り、座った姿勢の維持、住居内の歩行、階段昇降等	10%
②認知能力及びコミュニケーション能力	近距離からの人の認識、場所・時間的感覚、重要な出来事の記憶、日常的多段階行為、日常的な決定、情報理解、危険認識、基礎的な欲求の伝達、要求事項の理解、会話等	②か③で点数が高い方
③行動及び心理症状	突発的かつ不穏な行動、自傷行為、器物損壊、他害行為、攻撃的な言葉、介護措置及び他の支援措置の拒否、妄想等	15%
④日常動作	整髪、シャワー及び入浴、衣服の着脱、飲食、トイレ使用、失禁の始末、腸管外又は胃ろうによる栄養摂取等	40%
⑤病気又は治療への対処	投薬、注射、包帯交換、傷の手当て、通院、食事療法等	20%
⑥日常生活及び社会生活	日常生活及び変化への適応、休息及び睡眠、将来の計画、身近な者との相互交流等	15%

出典：改正介護保険法第14条及び第15条に基づき筆者作成。

この6項目について状態を把握し、利用者を5つの要介護度で判定します。国立国会図書館では、ドイツの改正介護保険法に基づき、要介護認定の基準と内容を次のように整理しています。6項目は等分に評価されるわけではなく、評価比重が定められています。このため、要介護度の判定においては「日常動作」の状況が最も重視されると考えられます。ドイツの新たな要介護認定基準、この基準と評価比重に基づいた点数を合計し5つの要介護度のどれに該当するかを判定する

なお、新たな要介護認定を考慮し、保険料率は0.2%引き上げられ2.55%となる予定です(子どもがいない人では2.8%)。

わが国でも介護保険制度の見直し論議がスタートしており、諸外国の状況もしっかり見ていく必要があるでしょう。

## 白杖 全国の議場でOK 障害者ら要望実り

= i S t o c k

凶器になり得るとの偏見から一部の都道府県議会で傍聴席への持ち込みが禁じられてきた杖(つえ)が、今春にもすべての都道府県議会で持ち込み可能となる。全国都道府県議会議長会が先月、各議会のモデルとなる「標準傍聴規則」から杖の条項を削除したため、杖の条項が残っていた県で規則改正作業が進んでいる。視覚障害者や高齢者にとっては杖は体の一部で、障害者団体などが要望しており、これが実った形だ。

元々の条文は「銃器、棒、杖その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある

毎日新聞 2016年2月24日



物を携帯している者」の傍聴を禁じていた。このため、一昨年11月と12月、鹿児島と愛知の県議会で視覚障害者が白杖（はくじょう）を預けるよう求められる事案が発生。NPO法人「DPI（障害者インターナショナル）日本会議」が昨年3月、同議長会や衆参両院に規則改正を求めていた。議長会は今年1月22日の役員会で「杖」の記載を削除し、各議会へ通知した。議長会は改正理由を「高齢化社会に対応した傍聴環境の整備と、障害者差別解消法が4月から施行されるため」としている。

47都道府県のうち、杖の条項があったのは14道県。このうち、6県は通知を受け、規則の改正を進めており、鹿児島、千葉の両県議会は既に今月、議会運営委員会などで傍聴規則を改正し、富山県議会は2月議会（26日開会）から改正する予定。新潟、広島、大分の3県議会は今年4月、改正規則の施行を目指す。残る8道県では障害者らの杖を例外として規則に明記するなど、運用で認めていた。

衆参両院には杖の禁止条項があるが、運用で白杖の持ち込みを認めている。全国町村議会議長会も昨年5月、同様に改正したが、全国市議会議長会の規則には杖の記載はない。

日本盲人会連合の竹下義樹会長は「杖は体の一部であり、改正を歓迎する。更に障害者の社会参加を阻害するものがないか総点検したい」と話している。【竹内之浩】

#### 障害者向け施設改修などに助成 全国初、明石市 神戸新聞 2016年2月24日

兵庫県明石市は、障害者差別を解消するために市民や民間事業者が行う取り組みに助成する制度を創設する方針を固めた。関連する条例案と事業費約1200万円を盛り込んだ2016年度当初予算案を市議会に既に提出。市によると、全国初の取り組みという。

「障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（障害者差別解消条例）案は、市が障害者差別解消に向けた施策に財政上の措置を講じ、事業者などによる取り組みを支援することを定める。

助成対象の事業として、車いすトイレへの改修▽段差解消簡易スロープ設置▽飲食店での点字メニュー設置などを想定。市は、助成基準などを記した要綱も作る。

条例案には、差別事案が発生した際の相談窓口を市が設置することや、相手方が解決に応じない場合は障害者団体や事業者などによる「地域協議会」があっせんすることなどを規定した。市は「できるだけ支援をするので多くの人に配慮を求めたい」としている。（井原尚基）

#### 2月岡山市議会が開会 女性活躍へ協議会 市長表明 山陽新聞 2016年2月24日

2月定例岡山市議会は24日開会。2843億2400万円の2016年度一般会計当初予算案や、策定中の新総合計画（16～25年度）の理念を定めた「長期構想」案など88議案を上程し、大森雅夫市長が提案理由を説明した。

市長は、「未来へ躍動する 桃太郎のまち岡山」を都市づくりの基本目標に掲げた長期構想案について「市の明るい未来を切り開くための一里塚とし、一步一步前に進みたい」と強調。広域的なまちづくり、地域経済の活性化、まちのにぎわい創出、子育て環境の充実、教育振興などに重点を置いて施策を展開していく考えを示した。

また、女性の採用や昇進機会の拡大を図る女性活躍推進法（4月全面施行）に基づく協議会を立ち上げ、企業や経済関係団体、NPO法人などと連携して女性が輝くまちづくりに対する理解が深まるよう取り組むことを明らかにした。

他の議案は、水道料金や市営住宅家賃の滞納など債権の回収手続きや放棄について規定する債権管理条例案、4月施行の障害者差別解消法を受けて障害者や家族、学識経験者らが行政の施策や発生した差別事案の解決に向けて意見を述べる「地域協議会」の設置議案など。定例会の会期は3月22日までの28日間。2日から代表質問に入る。

## 乳がんの不安語り合い 共感旅行参加者を募集

神戸新聞 2016年2月24日

旅の道中、病気の不安や悩みを語り合いましょう。NPO法人しゃらく（神戸市須磨区）は、乳がん患者同士が旅をする「共感旅行」を企画した。参加者を募集している。

しゃらくは障害者や高齢者に介護付き旅行を企画するなど、新しいスタイルの旅を提案している。がん患者のツアーを企画するのは初めて。参加する神戸市内の女性(62)は昨年、乳がんと診断された。温存手術の後、放射線治療を受け、現在も通院中。「同じ悩みを持つ者同士なら共感し合える。楽しみながらたっぷり語り合い、心を軽くしたい」と話す。企画したスタッフの片山朋義さん(40)は「職場や友人にも打ち明けられず、一人で悩みを抱えている人は多い。旅を通じ、がんとともに生きる仲間づくりのお手伝いできれば」と言う。伊勢志摩と伊勢神宮を巡るツアー（3月12日から1泊2日、3万9800円。締め切りは2月25日）▽小豆島とシーカヤックを体験するツアー（4月17日から1泊2日、4万9800円。締め切りは3月31日）。定員は各6～8人。しゃらくTEL078・735・0163（木村信行）

## 女性検事、深まる役割 虐待を受けた子に寄り添い聴取 川田惇史、坂本純也



朝日新聞 2016年2月24日  
大阪地検に発足した司法面接研究チームのメンバー＝大阪市福島区、豊間根功智撮影

女性の検察官が活躍の場を広げている。虐待を受けた子どもから被害を聴き取る女性

だけの専門チームが全国で初めて大阪地検にできた。女性検事は5人に1人の時代となり、特捜部長ら幹部への起用も相次ぐ。「男社会」の検察組織も変わろうとしている。

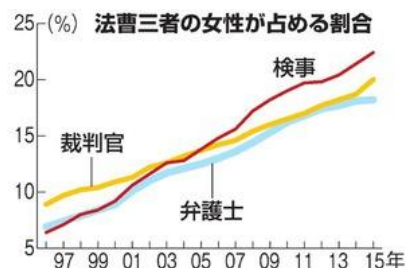
### ■子どもの心ほぐす

ソファに座る幼い女の子に女性検事が人体のイラストを示す。頭から順に「ここは何と呼んでるの？」と指さす。「目、口、胸、おなか……」と女の子。検事は優しい口調で問いかけ、性的虐待の被害をゆっくり少しずつ聴いていく。

大阪地検・高検の女性検事による「司法面接研究チーム」。ベテラン2人と若手3人からなる。虐待を受けた子どもが話しやすい環境を整えようと昨年4月、全国に先駆けて発足した。親に暴力をふるわれた幼い子は「ママがボーンして、ドーンした」というように、あいまいな説明しかできない場合があるという。チームを率いる高検の田中嘉寿子（かずこ）検事（51）は「子どもの心をほぐしながら少しずつ話を進める。暗示や誘導を避け、つたない言葉も言い換えないよう心がけています」と語る。

「司法面接」とは、犯罪にあったり目撃したりした子どもから、訓練された検事らが状況を正確に聴き取る方法で、1980年代から英米を中心に普及。捜査機関や児童相談所の度重なる聴取で心の傷が深まり、記憶が混乱するのも防ぐため原則1回で済ませる。

大阪のチームは児童虐待防止に取り組むNPOの研修にも参加し、ノウハウを学んだ。これまで傷害や暴行、強制わいせつなど十数件の事件で聴き取りをした。メンバーは録画を見返し、改善点を話し合う。高松地検も昨年10月、司法面接によって子どもから虐待被害の聴き取りを実施。警察と児童相談所の関係者が別室のモニターで見守った。被害児童の負担を減らすため、警察と児相、検察が別々にやってきた聴き取り作業を一本化する試みだ。ここでも、聴き取り役は女性検事が務めた。



発信者 社会福祉専門職団体協議会（特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本民夫、公益社団法人日本社会福祉士会 会長 鎌倉克英、公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂由美子、公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木一恵） ソーシャルワーク教育団体連絡協議会（一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 会長 長谷川匡俊、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会 会長 伊東秀幸、一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟 会長 二木立）

#### ■これまでの経過

認知症の男性が、駅構内の線路に立ち入り列車と衝突して死亡した事故（2007年12月7日/愛知県大府市）において、JR東海が、遺族に対して約720万円の損害賠償を求めた訴訟で、最高裁判所の判決が本年3月1日に下される。責任能力を有していない人が起こした不法行為に、家族の監督義務がどこまで及ぶかの判断が示されることになる。

一審の名古屋地方裁判所の判決は同居の妻のみならず、別居中の長男にも監督義務があるとして請求通りの支払いを命じた。二審の名古屋高等裁判所の判決は、長男に対する請求は退けたものの、本質的には何ら変わることなく、監護義務者として妻一人にその半額の約360万円の損害賠償を負わせる結果となった。この判決を不服として妻、JR東海双方が上告している。

#### ■ソーシャルワーカー団体及びソーシャルワーク教育団体としての見解

私たちソーシャルワーカーは、認知症の人に限らず、高齢や疾病、障害などのため生きづらさを抱えているすべての人に対し、人としての尊厳を守るために様々な働きかけをし、その人々が暮らしやすい社会を構築することを使命としている。また医療や介護の現場で認知症の人や家族と深く関わり、地域で安心して暮らしていくことを支援している専門職である。

その私たちにとって、家族に全責任を帰する一審、二審判決は、まさに信じがたいものであった。これによって家族が在宅で介護することを忌避し、入院や入所を促進してしまう、施設にあっては行動制限や管理監視が厳しくなり、当事者の自由がさらに制限されてしまうという危惧を抱かざるを得ない。国を挙げて「地域包括ケア」を推進し、誰もが住み慣れた地域で暮らすというビジョンのもと、さまざまな施策を展開している中であって、その理念に逆行する判決を容認することはできない。

どれだけ家族や介護者、成年後見人、介護事業者等が努力しても地域のネットワークが構築されても、事故を完全に防ぐことはできないであろう。高等裁判所の判決においても鉄道事業者が一層の安全の向上に努めるべきことを社会的責務と指摘している。このような痛ましい事故を未然に防ぐとともに、万が一事故が起こった場合でも認知症の人とその家族を公的に保障する仕組みなども視野に入れて、社会全体で議論を深める必要がある。

2025年には700万人を超えるという認知症の人の増加とそれに伴う支援は、今や国民的課題という位置づけで考えなければならない社会問題である。このような社会環境にあって家族や介護者だけにより一層の負担が集中するような仕組みこそ改善しなければならない。司法が正すべきは、いまだ介護の社会化がなされていない日本の実情であり、行政や政治の制度構築の怠慢である。

私たちソーシャルワーカーは、誰もが住み慣れた場所で望む暮らしの支援と、家族を孤立させず地域で見守る仕組みの創出を実践する専門職として、最高裁判所の判決が、新オレンジプランが掲げる「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」という理念を決して後退させないことを強く望むものである。

